

## ○瑞穂町議会傍聴規則

平成16年2月23日  
議会規則第1号

瑞穂町議会傍聴規則（昭和62年議会規則第2号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、瑞穂町議会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（平成21議会規則2・一部改正）

（傍聴席の区分）

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

（傍聴人及び手続）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で瑞穂町議会傍聴届（様式第1号）に所要事項を記入し、瑞穂町議会傍聴券（様式第2号）又は瑞穂町議会傍聴証（様式第3号）（以下これらを「傍聴券等」という。）の交付を受け、これを所持し、又は着用しなければならない。

（平成21議会規則2・一部改正）

（傍聴券等の交付）

第4条 傍聴券等は、会議の当日所定の場所で先着順に交付する。

2 傍聴券等の交付を受けた者は、傍聴券等に記載された日に限り、会議を傍聴することができる。

3 傍聴証は、報道関係者で議長が特に必要と認める者に交付する。

（傍聴券等の提示、返還）

第5条 傍聴券等の交付を受けた者は、係員から要求を受けたときは、傍聴券等を提示しなければならない。

2 傍聴券等の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするとき、又は有効期間を終了したときには、これを返還しなければならない。

（平成21議会規則2・令和7議会規則1・一部改正）

（傍聴人の定員）

第6条 一般席の傍聴人の定員は、43人とする。

2 一般席の傍聴人が前項の定員に達したときは、傍聴券を所持する者でも入場させないことができる。

(令和2議会規則1・令和7議会規則1・一部改正)

(議場への入場禁止)

第7条 傍聴人は、いかなる理由があっても、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器、刃物、棒その他他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

(2) ビラ、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

(3) 酒気を帯びていると認められる者

(4) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(平成21議会規則2・令和7議会規則1・一部改正)

(傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。

(2) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

(3) 飲食又は喫煙をしないこと。

(4) 写真の撮影、録音、録画等(特に議長の許可を得たものを

除く。)をしないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(平成21議会規則2・令和7議会規則1・一部改正)

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(令和7議会規則1・一部改正)

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、議長が、秘密会であることを宣言し、傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(令和7議会規則1・旧第12条繰上)

(違反に対する措置)

第12条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び傍聴席に入ることはできない。

(平成21議会規則2・一部改正、令和7議会規則1・旧第13条繰上)

(その他)

第13条 この規則の施行に関して必要な事項は、議長が別に定める。

(令和7議会規則1・旧第14条繰上)

附 則

この規則は、平成16年3月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月24日議会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年2月26日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式 略